



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイフク
代表者名 代表取締役社長 北條 正樹
(コード番号 6383 東証・大証第 1 部)
問合せ先 執行役員経本部長 木村 義久
(TEL 06-6472-1261)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）をご承認いただきました。旧プランの有効期間は、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社は、旧プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、旧プランの更新後の当社を取り巻く事業環境の変化や実務の動向等さまざまな側面から検討をしてみました結果、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧プランの内容を一部改定した上で（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）以下のとおり更新すること（以下「本更新」といいます。）について決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、上記取締役会においては、本更新につき取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、社外監査役 3 名を含む監査役全員が出席し、本更新に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本更新は、旧プランの内容を実質的に変更するものではなく、主として株主や投資家の皆様による本プランの理解がより容易になるよう、手続を整理し、また、説明内容を簡明にするものです。

また、平成 24 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1「大株主の状況」記載のとおりであり、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、その者が当社の企

業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるか否かという観点から、検討されるべきであると考えております。

当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①中長期的視点に立った経営戦略を基に、社会的責任を全うしていくこと、②中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資及び研究開発投資を行っていくこと、③生産現場や工事現場においては、行政機関・周辺住民の関係当事者との信頼関係を維持していくこと、④当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

上記に加え、内部統制体制の強化、具体的には、グローバルに事業を展開するためのリスク管理、財務諸表の信頼性確保に対する組織的かつ継続的な取り組みが、企業存続のためますます重要視されるようになりました。

また、当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も幅広い範囲に及んでいます。従って、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付が、①当社株主が買付の内容を判断するために合理的に必要とされる時間（当社取締役会が代替案を提示するために合理的に必要とされる時間を含みます。）が確保されず、又は必要な情報を十分に提供することなく行われるもの、②その目的等に鑑み当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、③当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、④買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當であるもの、又は⑤当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関等のステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものである場合には、当該買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切と判断すべきとの基本方針を決定いたしました。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、以下の取組みを行っております。

1) 中期経営計画の推進

当社を取り巻く事業環境は、リーマンショック以降、産業構造の変化によって、市場が先進国から新興国にシフトし、価格競争が激化するなど、厳しいものとなりました。

このような状況の中、当社は、平成 23 年 3 月期を初年度とする中期経営計画「Material Handling and Beyond」において、平成 25 年 3 月期に連結売上高 2,200 億円、営業利益 110 億円を達成することを主な経営目標としてまいりました。残念ながら、現時点の平成 25 年 3 月期売上予測は 2,050 億円、営業利益は 60 億円と本目標の達成は厳しい状況ですが、“持続的に成長し続けるための事業基盤を整備するための 3 年間”との位置づけに沿った以下の施策により、マテリアルハンドリングシステム・機器業界において「質・量ともに世界ナンバーワン企業」に近づく道筋を付けることができました。今年秋に策定・発表予定の次期中期経営計画においては、「Material Handling and Beyond」で培った事業基盤をもとに企業価値・株主共同の利益の一層の向上に努めます。

「Material Handling and Beyond」は、マテリアルハンドリングをコア事業とするゆるぎない姿勢と、そこから広がるさまざまな世界を展望しつつ、「事業環境の変化を的確にとらえ、未来に向けて新たな製品・市場・事業などを創出していく」姿を表現したものです。具体的には、次の 5 つの「新しい」に挑戦して、さらなる飛躍を目指しております。

- ①新しい市場の開拓
- ②新しいシステム、製品の創出
- ③新しい生産方法の開発
- ④新しいグローバルパートナーの開拓
- ⑤新しい事業の立ち上げ

上記中期経営計画の達成に向けて、当社はさまざまな取組みを行ってまいりました。

具体的には、リチウムイオン電池工場や農業向けシステムなど、成長が見込まれる新しい市場に参入し、着実に実績を上げております。また、新興国市場の拡大を受けて、現地のニーズに合った価格・機能の製品・システムの開発を進めております。

さらに、次のとおり、国内外で積極的に事業の枠組みの拡大を図ってまいりました。まず、海外では、欧州、中南米市場向け事業を強化するため、オーストリアの Knapp AG と資本参加を含む業務提携を行いました。また、従来、子会社の Jervis B. Webb Company（以下「ウェブ社」といいます。）が北米中心に手がけていた空港向け手荷物搬送事業においては、Logan Teleflex (UK) Ltd. など 3 社（英・仏・米）を買収し、ウェブ社にはなかった製品、営業エリア、顧客基盤を補完することにより、シナジー効果を生み出しております。

国内でも、競合先の洗車機事業を譲り受け、量産化によるコスト削減、サービス収益の拡大を図ることができました。さらにクリーンルーム内の搬送システム事業においても競合先から事業を譲り受け、国内事業の強化を図っております。

2) ユニークな事業領域を世界でベストミックス

当社は昭和 12 年の創業以来、モノを保管する、搬送する、仕分けるの機能を持った製品群にソフトウェア（Warehouse Management System 等）を融合させた、いわゆるマテリアルハンドリング事業に携わってきました。「広く国内外に、最適・最良のマテリアルハ

ンドリングシステム・機器及び電子機器を提供し、産業界の発展に貢献する」を経営理念の一つとし、この事業領域の専門メーカー、システムインテグレーターとして、世界の他に例を見ないユニークな存在であることが、当社の企業価値を生み出しています。これまでも、そしてこれからも、あらゆる業種・業界、国・地域のお客さまに、マテリアルハンドリングシステムを提供し、産業界の発展を支えるという役割を担ってまいります。

当社の強みは、お客さまの経営戦略に合ったソリューションの企画・提案、設計・製作・施工から、アフターサービス、リニューアルまで一貫して、手がけているところです。特にお客さまとの中長期的な信頼関係がベースとなるサービス事業においては、豊富な納入実績が安定的なサービス収益をもたらすというビジネスモデルを築いてまいりました。

また、当社は世界規模で事業を展開しており、海外売上高比率は平成24年3月期で約50%に達しました。現地法人及びその事務所を20の国と地域に展開し、現地パートナー企業や他地域の現地法人とも密接に連携して、世界最適地生産・最適地調達を推進しています。今後最も成長が期待される中国においては、平成22年4月に6つの現地法人を「大福（中国）有限公司」として集約再編し、一つの“大福”ブランドによるマーケティング体制を強化しました。北米においては、平成23年1月に現地法人のダイフク・アメリカと、ウェブ社を傘下に置く統括会社を設立しました。すでに、ダイフクの自動倉庫とウェブ社の無人搬送車を組み合わせたシステムを納入するなどの実績を上げております。統括会社を中心とした体制で、製品のみならず、プロジェクト管理手法の共有や経営資源の効率運用も進め、さらなる成長を図っております。

このように、多様な経営資源をベストミックスさせ、シナジー効果を追求することが、当社の重要な経営戦略となっております。

3) 業績連動型配当政策

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題と位置づけており、剰余金の配当につきましては、株主の皆様への更なる利益還元を視野に入れて、平成17年3月期から連結当期純利益をベースとする業績連動による配当政策を取り入れております。

剰余の剰余金につきましては内部留保金として、今後の成長に向けた設備投資、研究開発や友好的M&Aなどに積極的に活用する方針であります。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1) 本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、当社株式の大量買付が行われる際に、株主

の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止し、かかる不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的としています。

2) 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等¹の買付その他の取得又はこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下これらを総称して「買付」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付を行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(d)①に定義されます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

(b) 買付者に対する情報提供の要求

買付者は、当社取締役会が以下に定める買付説明書の提出を不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める、買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社取締役会に対して、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。
³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。
⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。
⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。
⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。
⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 2「特別委員会規定の概要」に、本更新時における特別委員会の委員の略歴等については、別紙 3「特別委員会委員略歴」にそれぞれ記載のとおりです。）に送付するものとします。特別委員会は、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び買付者を被支配法人等⁹とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、買付者による買付と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）¹⁰
- ② 買付の目的、方法及び内容（対価の価額・種類及びその算定根拠、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ④ 買付の後の当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策
- ⑤ 買付の後の当社の他の株主、従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関その他のステークホルダーに対する対応方針（当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策を含みます。）
- ⑥ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 買付の内容の検討・買付者との交渉・代替案の検討

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対して、買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を、下記に定める特別委員会検討期間の範囲内においてその作成のために合理的に必要と特別委員会が定める期間内に提示するよう要求することができます。

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した後、原則として最長 90 日間（但し、特別委員会は、下記(d)③に記載するところに従い、原則として 30 日を上限として当該期間を延長す

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

⁹ 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

¹⁰ 買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

ることができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。)、上記に従い取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案(もしあれば)等を受領した上、買付者の買付の内容及び取締役会の代替案の検討・比較、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、また、必要であれば、買付者と協議・交渉を行います。なお、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(d) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえ、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行います。

- ① 特別委員会は、買付が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由(以下「発動事由」といいます。)に該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権(その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、特別委員会は、買付について発動事由のうち下記(2)「本新株予約権無償割当ての要件」に定める発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を当該勧告に付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者が買付を撤回した場合その他買付が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

- ② 特別委員会は、買付が発動事由に該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合、又は、当社取締役会が特別委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び特別委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無

償割当てを実施すべきでない旨を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- ③ 特別委員会が、当初の特別委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付の内容の検討・当社取締役会等による買付者との交渉等に合理的に必要とされる範囲内（原則として合計 30 日を上限とします。）で、特別委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 取締役会の決議／株主総会の招集

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、(i)特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して当該実施に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)買付について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合、当社取締役会は、株主総会の開催が実務上著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

(f) 情報開示

当社は、本プランの運用に際して、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、以下のとおりです。なお、上記(1)「本プランに係る手続」(d)のとおり、以下の要件に該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てをすることが相当かどうかについては、必ず特別委員会の判断を経ることになります。

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付である場合（買付の内容を判断するた

めに合理的に必要とされる時間が確保されない場合や情報の提供がなされない場合を含みます。)

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当する場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
 - ① 株式を買い占め、その株式につき当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (c) 買付の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付である場合
- (d) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関等の当社に係るステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき無償割当てをする本新株予約権の無償割当ての概要は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

- (c) 本新株予約権無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件
(Ⅰ)特定大量保有者¹¹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹²、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から

¹¹ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹² 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有

本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹³（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁴が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が定める日の到来することをもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約

（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

¹⁴ 具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に買付を中止もしくは撤回又は爾後買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するもの）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することをもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新に係る手続

本更新については、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止及び変更

本更新後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの趣旨に反しない場合、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することができます。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 24 年 5 月 14 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 本プランの合理性

当社は、以下の理由により、本プランが、上記 1.の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものでないと判断しております。

1) 株主意思の反映

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新され、その有効期間は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までの約 3 年とされています。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。また、当社の取締役の任期は 1 年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1 年ごとに株主の皆様のご意向が反映されることとなります。

2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

3) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランの発動に際しては、独立性の高い社外取締役等のみにより構成される特別委員会（なお、本プランの更新時における特別委員会の委員の略歴等につきましては別紙 3「特別委員会委員略歴」をご参照下さい。）が、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされています。

4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3.2)(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は、上記 1.の基本方針において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

1) 本更新時に株主の皆様にご与える影響

本更新時においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家に直接具体的な影響が生じることはありません。

2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。但し、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社が、上記3.2)(1)「本プランに係る手続」(d)①に記載した特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、非適格者以外の株主の皆様が、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることから、仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社が、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式等を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式等を受領することとなり、保有する当社株式の希釈化は生じません。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、

株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

【大株主の状況】

平成 24 年 3 月 31 日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	6,475	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8-11	6,114	5.6
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口 9)	東京都中央区晴海 1 丁目 8-11	5,885	5.3
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 3-3	5,490	5.0
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号	4,080	3.7
ダイフク取引先持株会	大阪市西淀川区御幣島 3 丁目 2 番 11 号	3,856	3.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号	3,833	3.5
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号	3,431	3.1
CBHK-CITIBANK LONDON-F117	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG ST., KOWLOON, HONG KONG.	2,535	2.3
ダイフク従業員持株会	大阪市西淀川区御幣島 3 丁目 2 番 11 号	2,057	1.9
計	—	43,761	39.7

- ・当社は自己株式3,016,058株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
- また、発行済株式総数に対する所有株式数の割合持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

特別委員会規定の概要

- ・ 当社は、当社取締役会の決議により、特別委員会を置く。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項（以下「特別委員会決定事項」という。）についての決定を行い、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。特別委員会委員は、かかる決定に際して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他本プランに関して当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付への該当性の判断
 - ② 買付者又は取締役会が特別委員会に提供すべき情報及び回答期限の決定
 - ③ 特別委員会検討期間の延長
 - ④ 買付者の買付の内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会招集の要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑨ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑩ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑪ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会を組織する構成員（以下「特別委員会委員」という。）は、3名以上とする。
- ・ 特別委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役及び(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は社外監

査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなったとき（再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

- ・ 特別委員会の決議は、特別委員会の委員全員が出席（会議電話及びテレビ電話による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。
- ・ 特別委員会委員は、買付がなされた場合、特別委員会を招集しなければならない。
- ・ 特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付の内容を改善させるために、必要であれば、直接又は当社取締役会等を通じて間接に、当該買付者と協議・交渉を行う。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるほか、かかる第三者を特別委員会に出席させ、発言を求めることができる。

以上

特別委員会委員略歴

柏木 昇（昭和 17 年 2 月 3 日生）

昭和40年 4 月 三菱商事株式会社入社
 昭和59年 1 月 米国三菱商事ニューヨーク本店法務審査部次長
 昭和63年 1 月 三菱商事株式会社本社法務部部長代行
 平成 5 年 8 月 同社退社
 東京大学法学部比較法政国際センター教授
 平成15年 4 月 中央大学法学部教授
 平成15年 6 月 東京大学名誉教授 現在に至る
 平成16年 3 月 公益財団法人日弁連法務研究財団評価委員会委員長 現在に至る
 平成16年 4 月 中央大学法科大学院（法務研究科）教授
 平成19年 6 月 日本電子株式会社 企業買収独立委員会委員 現在に至る
 平成23年 6 月 財団法人民事紛争処理基金理事長 現在に至る
 平成24年 6 月 当社社外取締役就任予定

北本 功（昭和 18 年 1 月 22 日生）

昭和41年 4 月 特殊法人日本放送協会入社
 平成 3 年 6 月 同協会パリ支局長
 平成 7 年 6 月 株式会社NHKエンタープライズ 2 1 取締役
 平成 9 年 6 月 同協会国際放送局次長
 平成11年10月 財団法人NHKインターナショナル理事
 平成17年10月 株式会社NHKエンタープライズ特別主幹
 平成19年 6 月 当社社外監査役 現在に至る
 平成20年 5 月 株式会社NHKエンタープライズ エグゼクティブプロデューサー
 平成20年12月 株式会社日本国際放送専門委員 現在に至る

鳥井 弘之（昭和 17 年 7 月 17 日生）

昭和44年 4 月 日本経済新聞社入社
 昭和62年 4 月 同社論説委員兼日経産業消費研究所研究部長
 平成14年 1 月 東京大学先端科学技術研究センター客員教授
 平成14年 3 月 日本経済新聞社退社 同社嘱託論説委員
 平成14年 4 月 東京工業大学原子炉工学研究所教授
 平成16年 3 月 日本経済新聞社嘱託退任

平成20年 3月 東京工業大学退任
平成20年 9月 科学技術振興機構JST事業主幹 現在に至る
平成22年 6月 当社社外監査役 現在に至る

宮島 司 (昭和 25 年 8 月 23 日生)

昭和55年 4月 慶応義塾大学法学専任講師
昭和56年 4月 フランス・レンヌ大学訪問研究員
平成 2年 4月 慶応義塾大学法学部教授 現在に至る
平成 2年 8月 サンパウロ法科大学客員教授
平成15年 2月 司法試験第二次試験考査委員 現在に至る
平成15年 4月 弁護士登録 第二東京弁護士会所属 現在に至る
平成16年 4月 慶応義塾大学大学院法務研究科教授
平成18年 6月 当社特別委員会委員 現在に至る
平成21年 4月 株式会社ヒューリック 社外取締役 現在に至る
平成23年 6月 大日本印刷株式会社 独立委員会委員 現在に至る

以上